## 大阪市規則第101号

臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(平成20年大阪市規則第169号)の一部を 次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

## 第10条 「略]

2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を <u>通じ</u>4時間(当該介護休暇と要介護者を異 にする介護時間の承認を受けて勤務しない 時間がある日については、当該4時間から 当該介護時間の承認を受けて勤務しない時 間を減じた時間)の範囲内とする。

改正後

(介護時間)

第11条 [略]

[2 略]

3 介護時間は、1日を<u>通じ</u>2時間(職員の 育児休業等に関する条例(平成4年大阪市 条例第4号)第19条第1項に規定する<u>第1</u> 号部分休業の承認を受けて勤務しない時間 がある日については、当該2時間から当該 第1号部分休業の承認を受けて勤務しない 時間を減じた時間)の範囲内とする。 改正前

第10条 [同左]

2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を 通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の 時刻まで連続した4時間(当該介護休暇と 要介護者を異にする介護時間の承認を受け て勤務しない時間がある日については、当 該4時間から当該介護時間の承認を受けて 勤務しない時間を減じた時間)の範囲内と する。

(介護時間)

第11条 [同左]

[2 同左]

3 介護時間は、1日を<u>通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した</u>2 時間(職員の育児休業等に関する条例(平成4年大阪市条例第4号)第19条第1項に規定する<u>部分休業</u>の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該<u>部分休業</u>の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)の範囲内とする。

備考 表中の[]の記載は注記である。

附則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

(令和7年9月30日掲示済)